

P P A方式による八女市市有施設への太陽光発電設備導入事業
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

P P A方式による八女市市有施設への太陽光発電設備導入事業

(2) 目的

本市では、令和5年6月に策定した八女市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、温室効果ガスの排出削減に向けた取組として公共施設等への再生可能エネルギーの導入を掲げており、2030年度には設置可能な建築物等の約50%に設置することを目指すとしている。

本事業は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、PPA方式による市有施設への太陽光発電設備の導入、運転管理及び維持管理等を行い、導入対象施設の温室効果ガス排出を抑制するとともに災害時のエネルギーを確保することを目的とする。

(3) 事業の内容

「P P A方式による八女市市有施設への太陽光発電設備導入事業基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行場所

- ・基本仕様書別紙1のとおり

(5) 履行期間

- ・施工期間 原則：令和9年2月17日まで
- ・太陽光発電設備による発電電力の購入期間 施工完了後20年以内とする。
（協議による）

2 参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 八女市競争入札参加指名停止等措置要綱（平成23年4月1日施行）に基づく指名停止、国、県又は他の地方公共団体からの指名停止の措置を、参加表

明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

(3) 国税、県税、市税等の滞納がないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事更生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていない者、経営状況及びその規模、体制において、本業務の履行に支障がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 過去5年間に於いて、公共施設または民間施設におけるオンサイト PPA 事業による太陽光発電設備の導入実績があること。

(7) 本事業の実施体制の中に、一級建築士及び電気主任技術者を含めること。
(協力事業者内の有資格者でも可)

3 応募手続き等

(1) 参加申込書

ア 提出期限：令和8年9月11日（金） 午後5時まで

イ 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・会社概要調書（様式第2号）
- ・法人の登記事項証明書又は登記簿謄本
- ・国税の未納がないことの証明（納税証明書：その3の3）
- ・県税、市税等の滞納がない証明書（納税証明書）
(担当者の常駐する事業所所在地の証明書)

※法人の登記事項証明書又は登記簿謄本、納税に関する証明書等は、発行後3か月以内のものとする。

ウ 提出方法：PDF形式で電子メールにより提出

エ 参加資格の審査を行い、令和8年9月16日（水）までに結果を通知する。

(2) 質問受付

ア 受付期間：令和8年8月27日（木） 午後5時まで

イ 提出方法：質問書（様式第3号）に質問を記載のうえ、PDF形式で電子メールで提出

ウ 回答方法：令和８年９月４日（金）までに市のホームページ上に回答を掲載する。

（３）技術提案書提出

ア 提出期限：令和８年９月２４日（木） 午後５時まで

イ 提出方法：正本１部、副本５部を持参又は郵送。

※綴じ方等の詳細は「４ 技術提案書作成にあたっての留意事項」を参照のこと。

ウ 技術提案書の内容

※基本仕様書を参照の上、以下の内容で作成し、次の（ア）～（カ）までを必須事項として含めること。

（ア）事業概要

設備のシステム構成図を記載すること。なお、本事業は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱等に基づいたシステム構成としなければならない。

（イ）太陽光発電設備容量

当該施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

（ウ）設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法を記載すること。なお、想定する設置場所での設置方法は、JISC8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・設備設置時の屋上（屋根）防水への影響および屋上防水改修等の施設の維持管理に配慮した設置方法等を提案すること。

（エ）非常時及び停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時及び停電時のシステム構成図
- ・非常時及び停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

（オ）自家消費料金単価

- ・補助金限度額（３９，３７５，０００円／事業費の２分の１、千円以

下切り捨て) に応じて、本事業に市補助金を充当し低減した自家消費料金単価と市補助金を充当しない場合の自家消費料金単価も示すこと。なお、単価は事業期間中一定とし、提案にあたっては、消費税及び地方消費税を除いた「税抜単価」と、現在の税率(10%)で算出した「税込単価」の両方を記載すること。また、対象施設のうち指定管理者が管理運営を行っている施設については、当該指定管理者が自家消費料金の支払い主体(請求先)となることを想定した提案とすること。

(カ) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・当該施設における想定自家消費電力量を検討し、自家消費電力量(kWh)が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックを使用すること。

エ 事業実施体制

次の(ア)～(ク)を必須事項として含めること。

(ア) 事業実施体制図

代表事業者名、外部委託事業者名及びそれぞれの事業者における役割を明示するとともに、本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴、資格等を記載し、資格については証明する書類(資格証等)の写しを添付すること。

(イ) 事業計画

- ・工事計画概要(設備導入工程表)及び事業フローを記載すること。

(ウ) 運転計画

- ・運転期間における維持管理、メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、スケジュール等を記載すること。

(エ) 地場企業の活用の提案

- ・調査、資材調達、工事施工及び維持管理等において、地場企業の活用(予定含む)について任意の提案をすることができる。

(オ) 事業収支計画書

- ・設備費、工事費、運転管理、維持管理等に要する費用、資金調達を含めた事業期間の事業収支計画書を作成し、提出すること。

(カ) 故障、緊急時の対応体制図

(キ) 事業実施中のリスクに対する対策

・ 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(ク) 公共施設等へ太陽光発電設備の導入等、過去の類似事業の実績を記載すること。

オ 辞退

技術提案書を提出後に都合により辞退したいときは、辞退届（様式第4号）を提出すること。

4 技術提案書作成にあたっての留意事項

(1) 用紙サイズはA4版縦長を基本とすること。一部A3版横長の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。

(2) 技術提案書には表紙をつけ、表題として「PPA方式による八女市市有施設への太陽光発電設備導入事業」と記載すること。

(3) 技術提案書は、フラットファイルに綴じ、正本1部、副本5部を作成し、正本は表紙に社名を記載し、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。

(4) 提出できる技術提案は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの技術提案が含まれる提案も認めない。

(5) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。

5 現地説明会等

(1) 現地調査期間

令和8年8月24日（月）まで

【午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く。）】

(2) 申込方法

現地調査申請書（様式第5号）を電子メールにて提出すること。なお、申込先の事業担当者に必ず電話で送信した旨を伝え、事業担当課で受信されていることを確認すること。

(3) 回答方法

現地調査申請書に記載された現地調査希望日の内、現地調査できる日程を電子メールまたは電話にて回答を行う予定である。

(4) その他

- ・原則、現地調査は1営業日内で完了させること。
- ・閲覧図書については、製本（紙ベース1部）しかないため、持ち出しは原則不可とするが、図書等を汚損、破損しない方法であれば、転写、写真撮影などは可能とする。ただし、複写のための数時間程度の一時持ち出しについては、脱炭素社会推進系の許可を得て行うことができる。

6 事業実施予定者の選定方法等

(1) 選定方法

事業実施予定者を選定する審査委員会を開催し、企画提案書の書類審査及びヒアリング審査を行い、審査委員の各委員の採点結果の合計が最も高い評価点となる提案をした1者を事業実施予定者として決定する。なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が60点を超える場合には事業実施予定者として選定する。

(2) 評価基準

審査は別表に示す審査項目により採点する。

(3) ヒアリング審査の実施

ア 日時：令和8年10月5日（月） 午後予定

イ 場所：八女市役所

ウ 時間：提案者による説明25分、質疑応答15分とする。ただし、参加表明書の提出者数に応じ、スケジュールを変更する可能性がある。

エ 留意事項

- ・出席者は1者あたり3名以内とする。
- ・説明は本業務に係る主担当者によるものとする。
- ・説明は技術提案書内の内容の範囲で行うものとし、追加提案は認めない。
- ・各提案者のヒアリング審査の時間及び場所等の詳細については、令和8年9月29日（火）までに各提案者に連絡する。

(4) 選定結果の通知

- ・事業実施予定者の選定後、速やかに技術提案書を提出した事業者審査結果を通知する。

(5) その他の留意事項

ア 次のいずれかに該当するときは提案を無効（失格）とする。

- ・参加資格を満たさないこととなった場合。

- ・技術提案書提出方法等、本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合。
- ・技術提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。
- ・記載すべき事項の一部または全部が記載されていない場合。

(6) その他

- ア 提案に関して必要となる費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ウ 提案書類は原則として返却しない。
- エ 提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、本市では提出された提案書を審査の用以外に提案者に無断で使用しない。
- オ 提案者は、審査結果に異議を申し立てることはできない。
- カ 審査結果の通知がなされるまでは、参加を辞退することができる。これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- キ 提出された書類等は返却せず、本市の責任において処分する。

7 協定の締結

- (1) 選定した事業実施予定者と、基本仕様書及び技術提案書に基づき協議をするものとする。
- (2) 安全性の担保ができない等のやむを得ない事情がない限りは、提案した内容を履行することを前提として協定を締結する。
- (3) 協議が不調となった場合など、事業化に向けた協定の締結に至らない場合は、審査委員会において次点とされたものと交渉する場合がある。また、事業実施予定者が辞退した場合も同様とする。

8 問合せ及び提出先

八女市役所 市民部 環境課 脱炭素社会推進係

電話：0943-24-9125

メール：datsutanso@city.yame.lg.jp

別表

評価項目		評価のポイント（着眼点）	配点
1	経済的メリット	契約単価の安さ、20年間の想定経費削減額、補助金活用の妥当性	20
2	技術的妥当性と安全性	一級建築士による構造安全性確認、施工計画の具体性	20
3	20年間の運用と防災	保守点検・メンテナンス計画の確実性、停電時の自立運転・非常用コンセント盤の利便性	10
4	システム設計と環境効果	自家消費率の最大化シミュレーションの妥当性、CO2削減量の算出根拠。	10
5	経営基盤と事業継続性	財務状況の健全性、オンサイトPPA事業の類似実績、長期リスク分担の理解	20
6	地域貢献と独自提案	市内事業者の施工・保守への活用、その他八女市への波及効果の高い付加価値提案	20
合計			100